

【令和8年度版 北区外にお住まいの方で北区の認可保育園を申し込む場合】

東京都内にお住まいの方のみ申込みができ、東京都外にお住まいの方は申込みができません。また、北区内に転入予定での申込みについては、保育利用案内を参照のうえ、詳細な手続きについては、保育課入園相談係に問い合わせください。

なお、保育園に入園できるのは、内定後に行う面接及び健康診断で集団保育が可能と判断されたお子さんです。

転入予定がない場合の申請の受付制限（東京都外にお住まいの方は一切申請不可）

歳児 (クラス)		4 月		5 月～2 月	3 月
		一次	二次		
0 歳・1 歳	全園	申請 不可		申請不可	入園受付を していません
2 歳	公立			申請不可	
	私立			2 歳児までの保育園のみ申請可 (うきま絆、ポピンスナーサリースクール王子、 さくらキッズは除く)	
3 歳	公立			申請不可	
	私立			申 請 可	
4 歳・5 歳	公立		さくらだこども園、うめのきなかよしこども園 以外申請可		
	私立			申 請 可	

＜申請にあたっての注意事項＞

○幼稚園・各種学校在籍児の夏休み等の短期利用は申請できません。

○公立は保護者が既に就労している場合のみ申請することができます。

（【保育の利用基準表】番号（類型）「1.就労」に該当する場合のみ。）

＜利用調整について＞

○北区民を優先して利用調整を行い、定員に空きがある場合に北区民以外の児童の利用調整を行います。

○公立については、定員の残り1名分は区民枠とし、北区民以外の児童は、各歳児の定員の3割までとします。

＜延長保育について＞

○延長保育（スポット利用を含む）は満1歳以上のお子さんが対象です。

○公立では、他区民は月ぎめ延長保育の利用はできません。延長保育のスポット利用は可能です。

＜入園後について＞

○入園後も保育を必要とする要件が続いているかを確認するため、毎年12月頃、保育を必要とすることが分かる書類などの提出を依頼します。

※就労証明書を提出する場合は、北区の書式でご提出ください。